

**横須賀市行政改革推進委員会
平成 27 年度第 1 回会議
会 議 概 要**

- 日 時：平成 27 年 8 月 20 日（木）14：00～15：10
- 場 所：職員厚生会館 4 階 第 3 研修室
- 出席者：行政改革推進委員会委員
伊藤委員、高橋委員、田丸委員（委員長）、藤枝委員、望月委員
宮島委員、濱田委員、岡部委員、安藤委員
事務局
井手之上総務部長、藤崎行政改革推進担当課長、中島課長補佐、佐藤
古谷政策・自治基本条例担当課長
鈴木人事課長
石渡財政課長
- 欠席者：平松委員
- 傍聴者：3 人
- 議 事：（1）第 2 次横須賀市行政改革プラン平成 26 年度実績について
（2）その他
- 資 料：資料 1 横須賀市行政改革推進委員会委員の名簿 ほか
資料 2 第 2 次横須賀市行政改革プラン（平成 26 年度）実績報告書

概 要

1 開 会

【事務局が開会】

2 辞令交付

【市長から各委員へ辞令書を交付】

3 委員紹介及び委員長の選出

【各委員が自己紹介・委員長は行政改革推進委員会条例第 3 条 1 項により委員互選】

委員

- ・ 学識経験者の田丸委員にお願いできればと思うが、いかがか。

各委員

- ・ 異議なし。

4 諮 問

【市長が委員長に「行政改革に係る計画について」諮問】

5 委員長職務代理者の選出

【行政改革推進委員会条例第3条3項により委員長が指名】

委員長

- ・ 前期の委員会に引き続き、藤枝委員にお願いできればと思うが、いかがか。

各委員

- ・ 異議なし。

6 議 事

(1) 第2次横須賀市行政改革プラン平成26年度実績について

【事務局の説明の後、質疑等を実施】

委員

- ・ 「道路建設課事務費等の見直し」のように消耗品費等の事務費を削減する取り組みは、各職場で通常業務の中で対応すべき内容であって、行政改革プランに掲載すべき取り組みではないのではないか。
- ・ このような取り組みは通常業務の中で各職場が努力していくこととし、行政改革プランを策定する際には除外してもよいと感じる。

事務局

- ・ ご指摘のとおり行政改革は制度や組織の見直しが取り組みの中心となる。
- ・ しかしながら、市役所は規模の大きな事業を所管している部署だけでなく、規模の小さな経費を取り扱っている部署も含め、事務事業等を見直す努力を行っていることから、事務費の見直しなども行政改革プランに掲載している。
- ・ 今後、新たな行政改革プランを策定する際には、計画全体のバランスを考慮しつつ、掲載する事業を検討していきたいと考えている。

委員

- ・ 「中央斎場運営管理体制の検討」は、指定管理者制度の導入等の民間委託について平成29年度まで検討することとしているが、他都市で斎場を民間委託している事例はあるのか。

事務局

- ・ 他都市では民間委託している事例があると聞いている。

委員

- ・ 斎場の運営管理について、具体的にどのような業務があるか。
- ・ また、他都市で指定管理者制度を導入している事例はあるのか。

事務局

- ・ 指定管理者制度を導入している事例は把握していないが、主な業務内容としては、受付業務と火葬業務が挙げられる。

委員

- ・ 斎場の運営管理の指定管理者になることができる事業者はあるのか。

事務局

- ・ 他都市で斎場の運営管理業務を請け負っている事業者は、指定管理者の候補になると思われる。

委員

- ・ 平成 26 年度の実績として、常勤職員を 17 人削減しているが、17 人分の業務はどのように対応しているのか。

事務局

- ・ まず、業務の終了に伴い常勤職員を削減した取り組みがある。その他、業務の委託化や非常勤・臨時職員の活用により、業務自体は継続して実施しつつ、常勤職員を削減した事例もある。
- ・ なお、行政改革プランにおける常勤職員削減数は、削減した人数のみを対象としており、新たな事業の実施等に伴う増員分は加味していない。

委員

- ・ 「広告事業の推進」では、市の資産を広告媒体として広告料収入を得ているが、公共施設の名称を活用した「ネーミングライツ」の取り組みを実施したのか。

事務局

- ・ 「ネーミングライツ」は他都市では事例があるが、本市では大きな施設がないため、現時点では導入していない。

委員

- ・ どのような取り組みにより、広告料収入を得ているのか。

事務局

- ・ 本庁舎の壁面を活用した広告の掲示、市の広報紙やホームページへの広告の掲載等により広告料収入を得ている。

委員

- ・平成26年度の効果額について、当初計画では効果見込額として約12億9千万円を計上しているが、実績は約19億6千万円となっている。計画に比べて効果額が約7億円増えたことになるが、その要因について説明してほしい。

事務局

- ・当初計画に比べ効果額が増加した主な要因は、まず「利用計画のない市有財産の処分」で効果額が約2億5千万円増加したことが挙げられる。
- ・また、給与制度や各種手当の見直しについて、具体的な見直し内容が確定してなかったこと、労働組合との交渉が必要であること等から、これまで計画では効果額を見込んでいなかった。そのため、実績で効果額を計上したことにより約3億6千万円増加した。
- ・その他、「病院事業会計の健全な運営」に係る取り組みとして、市民病院の指定管理者に支払う運営交付金を計画よりも削減することができ、約6千万円効果額が増加したことが主な要因として挙げられる。

委員

- ・平成26年度の効果額の増加は、平成27年度以降に予定していた効果額を前倒しして計上したことが原因ではなく、純粋に平成26年度に実施を予定した取り組みの効果額が増加したということか。

事務局

- ・そのとおりである。

委員

- ・「利用計画のない市有財産の処分」で売却を行った土地には、学校の統廃合によって生じた学校用地等が含まれるのか。

事務局

- ・ご指摘のとおり、旧陽光小学校跡地の一部を売却した金額が効果額に含まれている。
- ・なお、金額的に大きい案件としては、旧衛生試験場跡地の一部や廃止した市営住宅の跡地が挙げられる。

委員

- ・「利用計画のない市有財産の処分」については、当初計画では効果額を見込まず、実績で効果額を計上しているということでしょうか。

事務局

- ・ 第1次行政改革プランでは、計画では効果額を見込まず、実績で効果額を計上していた。
- ・ 第2次行政改革プランでは、計画策定の時点で売却の目途が立っている土地については効果額を見込むようにしているが、平成27年度に売却が見込まれた土地について、前倒しの売却となり、平成26年度実績に追加されたため、効果額が約2億5千万円増加した。

委員

- ・ 「市税納付推進センター業務の拡充」で約4千万円の効果額を計上しているが、対象とした未納額はいくらか。

事務局

- ・ 市税納付推進センターが訪問業務の対象とした市税の未納額は約6千7百万円で、回収した金額は約4千9百万円である。
- ・ 効果額については、回収した金額から訪問業務に係る委託料約9百万円を差し引いて算出している。

事務局

- ・ 市税納付推進センターでは、初期段階の滞納者に納付案内を行い、未納額の累積を防ぐことを目的としている。この取り組みによる効果額は、市全体の未納額に対する回収額の一部にもなっている。

事務局

- ・ 平成26年度末における市税の未納額は約32億円、市税以外の特別会計等を含めた未納額は約66億円である。

委員

- ・ 「市税等の未収金額の圧縮」における「未収債権に対する効率的・効果的な対策の実施」により回収した約7千万を効果額としていない理由を説明してほしい。

事務局

- ・ 行政改革プランでは、新たに見直し等を実施した取り組みについて効果額を計上している。
- ・ ご指摘の事業や「広告事業の推進」など、以前から継続的に実施している取り組みに関しては、効果額としては計上せず、本文中に参考として記載することとしている。

委員

- ・ この取り組みで回収した約7千万は平成26年度の効果額ではないという認識でよいか。

事務局

- ・ 事業の見直しや常勤職員を削減した場合、経費を削減した効果は後年度に続いていくが、効果額としては見直し等を実施した当該年度にのみ計上することとしている。
- ・ 収入の増加に繋がる取り組みに関しても、取り組みを新たに実施し収入が増加した当該年度にのみ効果額として計上しているため、その後も継続して実施したとしても、それ以降の年度に関しては効果額として計上していない。
- ・ 「未収債権に対する効率的・効果的な対策の実施」により回収した約7千万も平成26年度の効果と言えるが、継続的に実施している取り組みであるため、行政改革プランには効果額として計上していない。

委員

- ・ 平成26年度に回収することができた金額であるならば、効果額として計上してもよいのではないかと。

事務局

- ・ 例えば「広告事業の推進」であれば、新たな工夫を行って広告料収入が増加した場合に効果額として計上し、継続的に実施している取り組みで得られた広告料収入は効果額として計上せず、本文中に参考で掲載している。
- ・ ご指摘いただいた「未収債権に対する効率的・効果的な対策の実施」も同様に継続的に実施している取り組みである。より分かりやすい表現になるよう改めて検討したい。

事務局

- ・ 行政改革プランでは、通常の業務の中で継続的に実施している経費の削減や収入の増加は効果額とせず、行政改革として新たな工夫を行った取り組みについて効果額を計上している。
- ・ 誤解を生む表記となっているため、効果額の記載の方法は今後検討したい。

委員

- ・ 効果額の考え方について整理すると、以前から取り組んでいる事業は効果額を計上せず、新たに実施した事業のみ効果額を計上するということか。
- ・ 「市税納付推進センター業務の拡充」の約4千万円の効果額は、平成26年10月から新たに訪問業務を開始したため効果額を計上し、「広告事業の推進」は平成25年度以前から毎年実施している取り組みで約1千5百万円の収入を得たため、効果額として計上していないということでしょうか。

委員長

- ・ 平成26年度の実績報告書においては、平成26年度に新たに実施した見直し等に関して効果額としているという認識でよいと思う。
- ・ 実績報告書における記載の方法については今後検討していくこととする。

委員

- ・ 「土地開発基金の見直し」は、平成 26 年度から借入金の償還を取り止めたとしているが、効果額は基金を廃止する平成 29 年度まで毎年発生するのか。

事務局

- ・ 借入金の償還は毎年実施する予定であったため、平成 27 年度以降も償還する予定であった金額は削減されることになる。

委員

- ・ 平成 26 年度に効果額を計上した事業であるため、平成 27 年度以降は効果額を計上せず、次の実績報告書には掲載されないということか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員

- ・ 例えば「出張旅費計算業務委託の見直し」のように平成 26 年度に見直しを実施した事業は、平成 27 年度以降の実績報告書には掲載されないということによいか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員

- ・ 「公共施設の総合的・効率的な管理・活用」において、「施設配置適正化計画」を策定したとしているが、この計画の内容を具体的に教えてほしい。

事務局

- ・ 「施設配置適正化計画」は、過去に建設してきた数多くの公共施設について、今後多額の更新費用が生じることを見据え、施設の配置を改めて検討するための将来構想として策定した計画である。
- ・ 期間は平成 27 年度から平成 64 年度までの 38 年間で、対象施設は 348 施設、面積約 125 万㎡、公共施設のマネジメントを行うための基本方針や施設のあり方を盛り込むとともに、施設の総量を 17%削減する目標を掲げている。

委員

- ・ 様々な分野の公共施設がある中で、具体的な配置の見直しをどのように決めていくのか。

事務局

- ・ 今後の公共施設の見直しの決定方法については、施設の分野別に検討部会を立ち上げ、平成 27 年度、28 年度の 2 か年で施設配置の適正化に向けた具体的な検討を行っていく予定である。

委員

- ・ 公共施設の統廃合の決定にあたり、市民に対する説明や周知はどのように行うのか。

事務局

- ・ 公共施設の統廃合にあたっては、個別の施設ごとに市民の意見を踏まえて検討するほか、施設の利用者への影響を減らすために事前の説明や周知等を図っていくこととしている。

委員

- ・ 「芸術劇場管理事業の見直し」について、横須賀芸術劇場の指定管理者を公募により決定することで指定管理料を削減できた理由は何か。

事務局

- ・ 従前は指名で指定管理者を決定していたが、公募を行ったことにより事業者間で競争が生じ、指定管理料を削減することができたと考えられる。

委員

- ・ 公募を行った結果、応募した事業者がそれぞれ提案を行う中で、競争原理が機能し、サービス水準を維持したまま、約2千万円の指定管理料を削減することができたということによいか。

事務局

- ・ 市が作成した仕様に基づき事業者がプレゼンテーションを行い、その内容を市が審査し最も優れていた事業者を選定した結果、指定管理料を削減することができた。

委員

- ・ 平成27年度も同様の水準の指定管理料になった場合には、平成27年度実績として効果額を計上しないのか。

事務局

- ・ 平成27年度は効果額を計上しない。

事務局

- ・ 事業を見直して経費を削減し、その経費を維持した場合には、累積効果額として考えることができる。
- ・ 行政改革の効果は累積効果額で捉えることもできるが、各年度の実績報告書では記載することが難しいため、見直しを実施した年度の効果額のみを計上している。

委員

- ・ 横須賀芸術劇場の例であれば、従前の指定管理料と見直し後の指定管理料を実績報告書に掲載するなど、経費を削減できた理由を具体的に実績報告書に明記するべきではないか。

事務局

- ・ 効果額の表記の方法に関しては今後、検討していきたい。

委員

- ・ 横須賀芸術劇場のこれまでの指定管理者と、公募により決定した指定管理者はどの事業者か。

事務局

- ・ 平成 25 年度まで横須賀芸術文化財団が指定管理者となっていた。公募を行った結果、平成 26 年度以降も同財団が指定管理者となった。

委員

- ・ 指定管理者を公募で選考する場合に重視する視点があれば教えてほしい。

事務局

- ・ 公募を行う際には選定基準を設け、応募した事業者の健全性やサービスの内容、財務状況等を審査するとともに、事業者のプレゼンテーションを踏まえて、指定管理者の選考委員会が総合的に審査を行って決定している。

委員

- ・ 横須賀芸術劇場の指定管理者については、複数の事業者から応募があったのか。

事務局

- ・ 複数の事業者から応募があった。

委員

- ・ 「人事制度の継続的な見直し」について、常勤職員数の削減や民間委託の実施、再任用職員の活用等に取り組んだ結果、職員のマネジメント力や組織力の高度化が求められていると考えられるが、具体的にどのような見直しを行ったのか。

事務局

- ・ 人事制度については、市役所の業務は個人ではなく、チームワークに基づき組織目標を達成していくことが多いため、平成 26 年度から職員の行動評価のポイントに職場環境の向上への貢献を追加した。
- ・ 行政改革の推進に伴い、ルーチンワークや特殊な業務は民間委託や非常勤職員等の活用を図ってきた結果、職員に求められる能力のうち、コミュニケーション能力やマネジメント能力、政策形成能力の比重が高まっている。そのため、近年はコミュニケーション能力等の向上に力を入れている。
- ・ 例えば、コミュニケーション能力の向上のため、管理職を対象とし交流分析をテーマとした T A マネジメント研修を導入したほか、新任の課長補佐や主任を対象にモチベーション向上につながる研修を導入した。

- ・ また、新任係長を対象にマネジメント力の強化のためにコンプライアンス研修を導入するなど、各職位に応じた研修を実施し、職員に求められている能力の向上に取り組んでいる。

委員長

- ・ その他、何か意見等はあるか。

各委員

- ・ 意見等なし。

委員長

- ・ 本委員会としては、行政改革プランについて、概ね計画どおり実施されていることを確認したということによろしいか。

各委員

- ・ 異議なし。

(2) その他

委員長

- ・ その他として、何か意見等はあるか。

各委員

- ・ 意見等なし。

7 閉 会

委員長

- ・ 事務局から何かあるか。

事務局

- ・ 次回の日程は2月を予定している。

委員長

- ・ 以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

以上